

## 社会福祉法人遠淡海会「個人情報及び機密情報管理規程」の制定について

### 1 制定理由

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が平成 17 年 4 月 1 日から施行された。本法律は個人情報を 5,000 件以上取扱う事業者を対象としたものであるが、福祉事業関係者については、個人の人権や尊厳に関わる機微な個人情報（センシティブ情報）を扱うため、規模の如何にかかわらず遵守すべきものとして特別の（※）指導通知（厚生労働省のガイドライン）（平成 16 年 11 月、12 月）が出されている。

福祉事業関係者は、この指針に基づき、【法の規定により遵守すべき事項】のうち、「しなければならない」等と記載された事項については、法の規定により厳格に遵守することが求められている。また【その他の事項】については、法に基づく義務等ではないが、達成できるよう努めることが求められている。

このため、法及び上記の厚生労働省指針に基づき、福祉関係事業者が講ずるべき安全管理措置の一環として、「個人情報及び機密情報管理規程」を策定する。

（※）福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成 16 年 11 月 厚生労働省）

医療・介護事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成 16 年 12 月 厚生労働省）

### 2 社会福祉法人遠淡海会「個人情報及び機密情報管理規程」の概要

第 1 章 総則	第 1 条	目的
	第 2 条	用語の定義
	第 3 条	対象となる情報
	第 4 条	適用範囲
第 2 章 個人情報管理体制	第 5 条	個人情報管理責任者
	第 6 条	個人情報管理委員会
	第 7 条	個人情報管理者
第 3 章 個人情報管理に関する安全措置の概要	第 8 条	個人情報保護に対する基本方針
	第 9 条	職員の個人情報の取扱い
	第 10 条	個人情報の収集
	第 11 条	個人情報の保管
	第 12 条	個人情報の利用
	第 13 条	個人情報の廃棄
	第 14 条	第三者提供
	第 15 条	本人からの照会対応等
	第 16 条	教育
	第 17 条	監査
第 4 章 雑則	第 18 条	本規程への違反
	第 19 条	規則
	第 20 条	規程の改正

# 個人情報及び機密情報管理規程

社会福祉法人遠淡海会

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本規程は、社会福祉法人遠淡海会（以下「法人」という。）内の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、法人が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

### 第2条（用語の定義）

本規程で使用する用語は以下のとおりとする。

#### 一 個人情報

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

#### 二 機密情報

「部外秘」等、外部に公開することを禁止されている情報、及び法人のサービスに関する固有の情報を指す。

#### 三 本人

法人が保有する個人情報で識別される個人をいう。

#### 四 役職員

法人の役員及び評議員、正職員、非常勤職員並びに派遣職員をいう。

### 第3条（対象となる情報）

本規程の対象となる情報は、法人で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

### 第4条（適用範囲）

本規程は、法人の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生等、当法人に所属しないスタッフに対しても本規程の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求めるものとする。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

## 第2章 個人情報管理体制

### 第5条（個人情報管理責任者）

法人における個人情報管理責任者は理事長とする。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報管理委員会を主宰し、法人における個人情報管理に関する取組の推進に関する責任を負う。
- 3 個人情報管理責任者は、上記責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

#### 第6条（個人情報管理委員会）

法人における個人情報管理に関する意思決定機関として個人情報管理委員会を設置する。

- 2 委員長は個人情報管理責任者とし、委員は法人事務局長、施設長、事務長及び理事長が委託又は指名した者とする。
- 3 個人情報管理委員会は、法人の個人情報管理に関する取組の計画立案、指示、取扱規則の策定及びセキュリティ対策の実践等必要な取組を行う。

#### 第7条（個人情報管理者）

法人事務局長及び各施設長はそれぞれ法人及び各施設における個人情報管理者とする。

- 2 個人情報管理者は、個人情報管理委員会の定めた取組計画に従って、法人及び所属する各施設における個人情報管理に関する取組を推進する責務を負う。

### 第3章 個人情報管理に関する安全措置の概要

#### 第8条（個人情報保護に対する基本方針）

個人情報管理委員会は、個人情報保護に関する当法人としての基本方針を定め、これを公表する。

#### 第9条（職員の個人情報の取扱い）

職員は、採用時に本規程及びその他個人情報管理に関する諸規程を遵守する旨の誓約書を法人に提出すると同時に、これらを遵守しなければならない。退職時においても、在職中に得た個人情報を漏えいしない旨の誓約書を提出しなければならない。

#### 第10条（個人情報の収集）

収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示やホームページ等適切な方法により外部に公表する。

- 2 個人情報の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、予め個人情報管理委員会の承認を得た上で、変更後の利用目的を公表する。
- 4 前項の規定にかかわらず、契約書等の書面やホームページの入力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に対して利用目的を明示するものとする。

#### 第11条（個人情報の保管）

法人で保管する個人情報は、個人情報管理台帳等により一元的に管理するものとする。

- 2 法人で保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的な安全管理対策を行う。
- 3 職員は自らが所属する施設長の承認を得ないで個人情報を法人外に持ち出し、または第三者に提供してはならない。
- 4 個人情報を取引先・委託先等、外部に開示・提供する場合は、事前に個人情報管理者

の承認を得た上で、機密保持契約を締結してこれを行うものとする。

#### 第12条（個人情報の利用）

個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合は除く。

- 2 データ入力等のため、個人情報の取扱いを外部業者に委託する場合、委託先の個人情報取扱いが適切かどうか確認した上、業務委託契約に、委託業務遂行以外の目的での利用の禁止、業務終了後の情報の返還又は廃棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導・契約の見直し等を行うものとする。

#### 第13条（個人情報の廃棄）

保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

- 2 個人情報の廃棄にあたっては、外部漏えいしないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

#### 第14条（第三者提供）

業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、本人の同意を得るとともに、予め個人情報管理委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

#### 第15条（本人からの照会対応等）

個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・訂正・利用停止等の請求等並びに苦情及び照会等に対応するため、施設長は各施設ごとに受付窓口担当者を定める。

- 2 受付窓口担当者は、対応に関する手続きを定め、これに従い速やかに対応を行う。

#### 第16条（教育）

個人情報管理者は、定期的に法人及び各施設の職員を対象とした個人情報管理に関する教育を行う。また、ボランティア、実習生等に対しても個人情報管理の必要性についての意識啓発を図り、適切な取扱いを行うよう指導・監督する。

#### 第17条（監査）

法人の監事は、法人内における個人情報管理が適正に行われているかについて適宜監査を行う。

- 2 監事は監査を行った場合には、監査結果を法人及び各施設並びに個人情報管理委員会に伝達する。
- 3 法人及び各施設は、監査結果に基づき速やかに改善措置を実施し、その結果を監事及び情報管理委員会に報告する。

### 第4章 雑則

#### 第18条（本規程への違反）

本規程への違反が明らかになった場合、法人は就業規則の定めに従い、違反を行った職員を懲戒処分の対象とする。

第 19 条（規則）

個人情報管理責任者は、必要に応じ個人情報に関する規則を制定するものとする。

第 20 条（規程の改正）

本規程の改正は個人情報管理委員会の発議によるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

【参考】

別添	個人情報保護に対する基本方針（案）（第 8 条関係）
別添	個人情報の利用目的（案）（第 10 条関係）
別添（様式 1）	個人情報に関する誓約書（職員用）（第 9 条関係）
別添（様式 2）	個人情報に関する誓約書（委託事業者用）（第 12 条関係）
別添（様式 3）	個人情報使用同意書（第 12 条・第 14 条関係）

# 個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人遠淡海会

## 1 基本方針

社会福祉法人遠淡海会（以下「法人」という。）は、法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

## 2 個人情報の適切な収集、利用及び提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知又は公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用及び提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用及び提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

## 3 安全性確保の実践

- (1) 法人は、個人情報保護の取組を全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護に関する取組が適切に実施されるよう、必要に応じて評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

## 4 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、又は開示、訂正、削除若しくは利用停止等の依頼については、以下の窓口でお受けいたします。

(受付窓口)

法人事務局	〒432-8005	浜松市西区神ヶ谷町 6611	TEL	053-485-6320
神久呂の園	〒432-8005	浜松市西区神ヶ谷町 6611	TEL	053-485-6320
浜松乳児院	〒432-8023	浜松市中区鴨江 2 丁目 11-3	TEL	053-454-7841
若宮保育園	〒431-3113	浜松市東区大瀬町若宮 2050	TEL	053-433-2727
和合保育園	〒433-8125	浜松市中区和合町 220-1280	TEL	053-472-2522

平成23年4月1日

社会福祉法人 遠淡海会  
理事長 水谷 博

(参考)

## 個人情報の利用目的

浜松乳児院・若宮保育園・和合保育園

浜松乳児院・(若宮保育園・和合保育園) (以下「施設」という。) では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人又は代理人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

### 【利用者へのサービスの提供に必要な利用目的】

#### 1 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する福祉サービス
- ② 施設の管理運営業務のうち、
  - ・ 入退所等の管理
  - ・ 会計・経理
  - ・ 事故等の内部報告
  - ・ 利用者の福祉サービスの向上

#### 2 他の社会福祉施設等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する福祉サービスのうち、
  - ・ 他の社会福祉施設等との連携
  - ・ 他の社会福祉施設等からの照会への回答
  - ・ 社会福祉に関する専門的知識・経験を有する外部の者の意見・助言を求める場合
  - ・ 他の社会福祉施設等への業務委託
  - ・ 家族等への状況の説明
- ② 費用の請求及び収受に関する事務

### 【上記以外の利用目的】

#### 1 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち、
  - ・ 福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・ 施設内において行われる学生等の実習への協力
  - ・ 施設内において行われる事例研究

平成 年 月 日

社会福祉法人 遠淡海会  
理事長 水谷 博

(参考)

## 個人情報の利用目的

神久呂の園

介護老人福祉施設神久呂の園（以下「施設」という。）では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 1 介護老人福祉施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち、
  - ・ 入退所等の管理
  - ・ 会計・経理
  - ・ 事故等の報告
  - ・ 利用者の介護・医療サービスの向上

#### 2 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、
  - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・ その他の業務委託
  - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - ・ 保険事務の委託（一部委託を含む。）
  - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 1 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち、
  - ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・ 施設内において行われる学生等の実習への協力
  - ・ 施設内において行われる事例研究

#### 2 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち、
  - ・ 外部監査機関への情報提供

平成 年 月 日

社会福祉法人 遠淡海会  
理事長 水谷 博



(様式1)

(職員用)

## 個人情報に関する誓約書

社会福祉法人 遠淡海会  
理事長 水谷 博 様

### (個人情報保護の誓約)

第1条 私は社会福祉法人遠淡海会（以下「法人」という。）の職員として、法人及び施設内の個人情報保護に関する諸規程を遵守します。また、次に掲げる事項について、在職中及び退職後においても第三者に故意又は過失により開示、提供若しくは漏洩したり又は自ら使用しないことを誓約します。

- (1) 施設利用者等の個人情報（年齢、生年月日、介護度、病状、ケアプラン、提供サービスの内容等）及びその他の個人情報
- (2) 法人の人事及び職員等の個人情報

### (機密事項の帰属)

第2条 前条に掲げる機密事項は、法人に帰属することを確認し、私に帰属する旨の主張をしないことを誓約します。

### (損害賠償)

第3条 私が、前2条の規定に違反し、法人の機密事項を第三者に開示、提供若しくは漏洩したり又は自ら使用した場合、私に法的な責任が生ずることを十分に理解し、それによって法人が被った損害に対しては、相当の賠償をすることを誓約します。

### (法令の遵守)

第4条 私は、個人情報保護法を遵守し、法人の有する利用者等の個人情報について、退職後も開示しないことを誓約します。

### (関係資料の返却・破棄)

第5条 私は、法人を退職する場合は、法人からお預かりした書類、利用者情報、写真、磁気テープ及び電子保存媒体等の各種資料を一切法人に返却又は破棄することを誓約します。

平成 年 月 日

住 所 .....

氏 名 ..... ㊟

(様式2)

(委託事業者用)

## 個人情報に関する誓約書

社会福祉法人 遠淡海会  
理事長 水谷 博 様

### (個人情報保護の誓約)

第1条 当事業者は個人情報保護法及び関係法令並びに厚生労働省ガイドライン等の趣旨並びに社会福祉法人遠淡海会（以下「法人」という。）が定める個人情報保護に関する諸規程を遵守します。また、委託業務中に知り得た次の個人情報等は、契約期間中及び当事業者職員の退職後並びに契約期間終了後においても第三者に故意又は過失により開示、提供若しくは漏洩したり又は自ら使用しないことを誓約します。

- (1) 施設利用者等の個人情報（年齢、生年月日、介護度、病状、ケアプラン、提供サービスの内容等）及びその他の個人情報
- (2) 法人の人事及び職員等の個人情報

### (機密事項の帰属)

第2条 前条に掲げる機密事項は、法人に帰属することを確認し、当事業者に帰属する旨の主張をしないことを誓約します。

### (損害賠償)

第3条 当事業者が、前2条の規定に違反し、法人の機密事項を第三者に開示、提供若しくは漏洩したり又は自ら使用した場合、当事業者に法的な責任が生ずることを十分に理解し、それによって法人が被った損害に対しては、相当の賠償をすることを誓約します。

### (法令の遵守)

第4条 当事業者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報保護方針及び個人情報保護管理規程の策定並びに個人情報保護に関する従業者への教育に努めます。

### (関係資料の返却・破棄)

第5条 当事業者は、法人との契約を終了する場合には、法人からお預かりした書類、利用者情報、写真、磁気テープ及び電子保存媒体等の各種資料を一切法人に返却又は破棄することを誓約します。

平成 年 月 日

事業者所在地.....

事業者名.....<sup>㊞</sup>

代表者氏名.....<sup>㊞</sup>

(様式3)

## 個人情報使用同意書

社会福祉法人遠淡海会  
理事長 水谷 博 様

私は、社会福祉法人遠淡海会に対し、\_\_\_\_\_の個人情報について、  
下記のとおり、利用目的の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1 使用する目的

#### 2 使用する期間

平成23年4月1日から平成24年3月末日までとし、本人又は代理人によって使用停止の要求がなされない限りにおいてさらに1年間有効とし、その後も同様とする。

#### 3 使用する個人情報の範囲

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

#### 4 使用の条件

個人情報の提供は必要最小限の範囲内とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟